

答 申 第 3 1 1 号
平成 2 2 年 1 月 2 8 日

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 1 年 3 月 1 1 日付け建第 2 3 3 9 号一 1 による下記の諮問について、次のとおり答申
します。

記

諮問第 4 1 2 号

平成 2 1 年 2 月 1 6 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 1 年 2 月 5 日付け建第 2 0 8 6
号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成21年2月5日付け建第2086号による行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消すとの決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 建築物の構造の安全が確認できたとしておきながら、権利利益を害するおそれがあるため開示しない部分があるとは納得できない。
- (2) 施主は全くやりませんし、出来ません。
- (3) 確かに開示請求している文書はあるのだから全開示させたいです。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

異議申立人は、実施機関に対して、平成20年12月3日付けで、行政文書開示請求書の開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載を「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に所在する建物について、H10年8月12日付けで提出された工事完了届に関する書類一式と工事監理者の文書と理由書。」とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

これに対し実施機関は、「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に所在する建物について、H10年8月12日付けで提出された工事完了届に関する工事監理者の文書」（以下「本件対象文書」という。）を本件請求に係る対象文書と特定し、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号に該当するとして本件決定を行った。

2 本件決定を行った理由について

- (1) 実施機関で保管している本件対象文書は、追記部分のあるものとなないもの2種類があり、不開示とした部分は工事監理者が建築主個人にあてて書いた内容部分と、誰かが追記した部分である。
- (2) 不開示とした情報のうち、工事監理者が建築主個人にあてて書いた内容は、本来、工事監理者と建築主しか知り得ない情報であるため、条例第8条第2号の「個人に関する情報」に該当すると判断した。

また、誰かが追記した部分については、建築主の氏名及び工事監理者の氏名が開示されている状態で、工事監理者及び建築主以外の誰かが後から記入した情報を開示すれば、建築主

や工事監理者に関して、事実かどうか分からない情報を公にすることになり、個人の権利利益を害するおそれがあると判断した。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成21年2月16日付けで、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

2 条例第8条第2号該当性について

(1) 不開示とした情報のうち、工事監理者が建築主個人にあてて書いた内容部分には、工事監理者が建築主個人にあてて書いた、建築主個人の財産である建築物に係る工事完了届提出に関する情報及び特定行政庁に係る検査に関する情報といった個人に関する情報が記載されている。建築主及び工事監理者の氏名が明らかになっている状況において、これらの情報は特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるので、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(2) また、誰かが追記した部分については、内容部分を記載した工事監理者に対する評価とすべき情報であり、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるので、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の決定は妥当である。

3 異議申立人のその余の主張について

その他、異議申立人は種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり実施機関の判断は妥当である。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 3. 11	諮問書の受理
21. 4. 23	実施機関の理由説明書の受理
21. 5. 22	異議申立人の意見書の受理
21. 12. 1	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 12. 22	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	部会長職務 代理者

(五十音順：平成21年12月22日現在)